

山梨県公報

第二百十四号

令和三年

八月十六日

月 曜 日

目次

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	四二一
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………	四二二
○山梨県告示第二百二十二号の二の公布公告……………	四二二
○山梨県告示第二百二十二号の三の公布公告……………	四二二
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………	四二二
○公共測量の実施(二件)……………	四二三
○都市計画の変更図書の縦覧……………	四二三
○土地区画整理組合の定款及び事業基本方針の変更認可……………	四二三
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………	四二三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	四二四

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和三年八月十六日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第 一福岡ビルS館四階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 デイスクアントドラッグコスモス甲府向町店
(二) 所在地 山梨県甲府市向町字大竹三百四十七番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和四年三月二十八日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百九十三平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 五十台
- (二) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 二十台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 二十三平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 十八立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 午後九時四十五分
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時ま

で

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和三年七月二十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十二月十六日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社大月木材センター 代表取締役 滝川英治

2 住所 山梨県都留市田野倉三百八番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ホームセンターオーツル

(二) 所在地 山梨県都留市田野倉字神出三百八番外

2 廃止前の店舗面積の合計 五千八百五十六平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日 令和三年六月二十日

三 届出年月日 令和三年七月二十七日

● 山梨県告示第二百二十二号の二の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百二十二号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日
豚熱	豚	患畜	二	道志村	令和三年八月六日

● 山梨県告示第二百二十二号の三の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百二十二号の三

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による豚熱のまん延を防止するため家畜等の移動を禁止する区域の指定（令和三年山梨県告示第二百四号の二）は、本日限り解除する。

令和三年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（茅ヶ岳西麓地区畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から令和三年九月十三日まで
- 縦覧場所 北杜市役所
- 審査請求期間 この公告の日から令和三年九月二十八日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年二月十六日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 航空レーザ測量
- 測量の地域 南アルプス市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町
- 測量の期間 令和三年八月二日から令和三年十一月三十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル千）
- 測量の地域 富士川砂防事務所管内 大武川流域及び雨畑川流域
- 測量の期間 令和三年八月十六日から令和四年一月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図

書を次の場所において縦覧に供する。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画の種類 南アルプス都市計画下水道
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 土地区画整理組合の定款及び事業基本方針の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款及び事業基本方針の変更を認可した。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 組合の名称 富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合
- 事業施行予定期間 平成二十七年七月三十日まで
- 施行地区 富士吉田市松山字熊穴及び字下水の各一部
- 事務所の所在地 富士吉田市新西原二丁目二十六番一号
- 設立認可の年月日 平成二十七年七月三十日
- 変更後の事務所の所在地 富士吉田市新西原四丁目九番八号
- 変更後の事業施行予定期間 令和三年度から令和八年度まで
- 変更認可の年月日 令和三年八月十六日

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名	住所
遠山 喜一郎	富士吉田市松山一丁目十番五号
早川 真	富士吉田市新西原一丁目十番十三号
刑部 政衛	富士吉田市中曾根一丁目三番十号

小野 将史	富士吉田市新西原三丁目三番十四号
織田 勉	富士吉田市松山二丁目四番十号
園田 英夫	富士吉田市新町四丁目二番五号
遠山 満	富士吉田市新西原四丁目九番七号
舟久保 文二	富士吉田市向原二丁目五番十六号
和光 惇	富士吉田市松山一丁目十三番七号
和光 文雄	富士吉田市松山一丁目四番三号

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 令和三年八月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町唐柏字池田五百六十二番一、五百六十二番三、五百六十二番四、五百六十二番五、五百六十二番六、五百六十二番七、五百六十二番八、五百六十二番九、五百六十二番十、五百六十二番十一、五百六十二番十二、五百六十二番十三、五百六十二番十四、五百六十二番十五、五百六十二番十六、五百六十三番一、五百六十三番三、五百六十三番四、五百六十三番五、五百六十三番六、五百六十三番七、五百六十三番八、五百六十三番九、五百六十三番十、五百七十番十一、五百七十番十四、五百七十番十五、五百七十番十六及び五百七十番十七の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 広場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田 克己